○経済産業省告示第七号

産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号。以下「法」という。)第九十八条第一項の規定に基づき株式会社産業革新機構(以下「機構」という。)が特定事業活動支援の対象となる事業者及び当該特定事業活動支援の内容を決定するに当たって従うべき基準を、次のように定めたので、同条第三項の規定に基づき公表する。

平成二十六年一月十七日

経済産業大臣 茂木 敏充

株式会社産業革新機構支援基準

特定事業活動支援の対象となる特定事業活動が満たすべき基準

機構が特定事業活動支援を行うに当たっては、支援の対象となる特定事業活動が、次のいずれにも該当し、かつ、対象事業者が公的な資金による支援を受けることに鑑み、当該特定事業活動を確実に実施する経営体制を整備する等、適切な経営責任を果たすことが見込まれることを支援を行う要件とする。

イ 社会的ニーズへの対応

当該特定事業活動が、国内外のエネルギー・環境問題への対応、健康長寿社会の実現、 我が国の潜在的な「底力」の発揮による更なる国民経済における生産性の向上その他の 社会的ニーズに対応したものであること。

口 成長性

当該特定事業活動が、次のいずれにも該当すること。

(1)新たな付加価値の創出等が見込まれること

当該特定事業活動が機構による支援を受けることで、対象事業者において高い生産性が実現することが見込まれること、又はグローバル市場において新たな事業の開拓を行うこと等、対象事業者が新たな付加価値を創出することが期待されること。

(2)民間事業者等からの資金の供給が見込まれること

機構による支援と協調して、民間事業者等からの出融資等により当該特定事業活動に対して資金の供給が行われることが見込まれること。

(3)取得する株式等の処分の蓋然性が高いと見込まれること

機構が支援決定を行ってから一定期間内に、機構が保有する対象事業者の株式等の譲渡その他による資金の回収が可能となる蓋然性が高いと見込まれること。

ハ 革新性

当該特定事業活動が、次のいずれかに該当する事業形態をはじめとして、その他の事業者の経営資源の有効活用に資する革新性を持つ事業形態を有することにより、我が国の次世代の国富の増加につながる産業の創出に寄与するものであること。

(1)先端基礎技術の結集及び活用

基礎研究分野において、企業や大学等の組織の壁を超えて先端技術に係る知的財産

を集約し、それらを組み合わせて他の事業者に対してライセンスを供与するものであること。

(2)ベンチャー企業等の経営資源の結集及び活用

大企業等における将来の活用又は事業化につなげることを念頭に、ベンチャー企業の有する有望な技術に支援し、また、当該企業の経営資源の結集や活用を図るものであること。

(3)技術等を核とした事業の再編・統合

当該特定事業活動に係る技術又は事業を外部に切り出し又は複数の技術若しくは 事業を組織の壁を超えて集約して、新たな技術の開発又は新たな製品若しくはサービ スの提供に取り組む等、技術等を核とした事業の再編を伴うものであること。

(4)我が国に存在する経営資源以外の経営資源の活用

環境・エネルギー、医療・介護・健康等の戦略分野において我が国に存在する経営 資源以外の経営資源を活用するものであって、国内における生産活動又は雇用を確保 しつつ、新たな製品若しくはサービスの開発、新たな産業分野への進出又は国内外に おける新たな需要の開拓を図るものであること。

二 特定事業活動支援全般について機構が努めるべき事項

特定事業活動支援はリスクの高い事業への支援であり必ずしも全ての特定事業活動が 成功するものではないことに鑑み、機構が特定事業活動支援を行うに当たっては、安定的 な業務運営を確保する観点から必要な事項である次のいずれにも適合するよう努めるこ ととする。

イ 投資事業全体としての長期収益性の確保

特定事業活動支援を通じて保有する株式等の処分等を行うことによって得られる総収入額が、少なくとも機構の全ての事業期間を通じて必要な総支出額を上回るように、事業年度毎に進捗状況を適宜評価しつつ、機構が行う投資事業に係る長期収益性を確保すること。

ロ 投資事業全体として分散投資となること

特定事業活動支援の対象となる特定事業活動が、特定の事業分野等に過度に偏ることがないよう、適切な分散投資を行うこと。

ハ 個別投資案件に関する規律の確保

特定事業活動支援として行われた個別投資案件について、機構が事業・収支計画の策定、経営体制の確保、ハンズオン支援を含む投資後のフォローアップ等を適切に実施することにより、対象事業者の事業の成長と収益性の向上を厳格に目指す等、規律ある投資を行うこと。

ニ 個別投資案件に関する民間投資ファンド等との補完性

特定事業活動支援として行われた個別投資案件について、機構が率先して一定のリスクをとって資金供給をする等、民間事業者のみでは通常実現しがたい事業活動を後押し

するという観点を十分踏まえるとともに、機構の個別投資案件に対する収益目標が類似の民間投資ファンド等の収益目標と比較して著しく異ならないようにする等、類似の民間投資ファンド等の活動を不当に妨げるようなことがないよう配慮すること。また、民間投資ファンド等と協調して投資を行っていくことの重要性も踏まえること。

ホ 責任ある投資執行体制の整備

類似の民間事業者の慣行を踏まえ、機構の役職員の賞与等を対象事業者の業績と連動させる等、特定事業活動支援に関する業務を行う機構の役職員が責任をもって業務を行うことができる投資の執行体制を整備すること。

三 備考

この告示において使用する用語は、法において使用する用語の例による。